第2号様式（第6条関係）

介護保険住宅改修費受領委任払いに係る取扱確約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　須賀川市長

　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者の登録の届出を行うにあたり、次の事項を遵守することを確約します。

１　平成11年3月31日厚生省告示第95号に定められた居宅介護住宅改修費等の対象となる住宅改修（以下「住宅改修」という。）の提供に関しては、関係法令、通達、須賀川市介護保険住宅改修費等受領委任払いによる給付事業実施要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。

２　住宅改修を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身、住宅の状況等を踏まえた住宅改修を行うよう努めること。

３　住宅改修を行うにあたっては、須賀川市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

４　住宅改修を行うにあたっては、当該被保険者に介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証の提示を求め、被保険者資格、負担割合、要介護認定の有無と認定期間及び「給付制限」の欄に支払方法変更の措置等の記載がないことを確認すること。また、当該被保険者に過去の住宅改修費の給付実績を確認すること。

５　正当な理由なく、受領委任払いの利用を拒まないこと。

６　被保険者への住宅改修の内容等の説明については、施工前に、確実かつ十分に行うこと。

７　住宅改修の事前申請について須賀川市が承認した場合、速やかに当該申請に係る住宅改修を行うこと。

８　住宅改修費については、保険給付分を除いた利用者負担額の支払いを被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。

９　被保険者が次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を須賀川市に報告すること。

(1)　不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(2)　正当な理由なく、当該住宅改修を行うにあたって必要な手続等に関して協力しないとき。

１０　住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修工事の完了日から2年間保存すること。市長が必要と認めて住宅改修に関する指導又は調査を行い、記録や帳簿等を検査し、説明を求め、又は警告行ったときは、これに応じること。

１１　関係法令、要綱又はこの遵守事項等に違反し、その是正等について須賀川市から指導を受けたときは直ちにそれに従うこと。

１２　被保険者からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業者において処理し得ない内容についても、関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。

１３　業務上直接又は間接的に知り得た被保険者及びその家族に関する個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者の登録を辞退・休止・取消した後も同様とする。

１４　介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者の登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を須賀川市住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書により須賀川市に届け出ること。

１５　登録を行っていた事業を廃止し、休止し又は再開するときは、速やかにその旨を介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録辞退（休止・再開）届出書により須賀川市に届け出ること。

１６　住宅改修を行う際には、改修費用が市場価格と著しく乖離しないよう、適正価格で行うこと。

１７　住宅改修の施工により被保険者に対して賠償すべき事態が発生した場合には、当事者間で協議のうえ、関係法令等に従い、その責任の範囲内において被保険者へその損害を賠償すること。

１８　受領委任払いを利用するにあたって、当該手続に係る費用を被保険者から徴収しないこと。